

有珠火山防災会議協議会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この協議会は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき設置し、有珠火山噴火災害対策に関する防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、もって有珠火山噴火災害に適切に対処することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、有珠火山防災会議協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会を設置する市町)

第3条 協議会は、次に掲げる市町（以下「設置市町」という。）で設置する。

- (1) 伊達市
- (2) 洞爺湖町
- (3) 壮瞥町
- (4) 豊浦町

(防災計画に係る地域)

第4条 協議会が作成する防災計画に係る地域は、設置市町のうち、有珠火山及びその周辺とする。

(所掌事務)

第5条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 防災計画を作成（修正）し、その実施を推進すること。
- (2) 有珠火山噴火による災害が発生した場合において、災害応急対策及び災害復旧に関し、設置市町及び関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) その他協議会が必要と認める事項。

第2章 協議会の組織

(組 織)

第6条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会 長)

第7条 会長は、設置市町の防災会議会長のうちから、設置市町が協議により定める者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

(委 員)

第8条 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、協議会会長を除く。

(専門委員)

第9条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、会長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第3章 協議会の会議

(会議の招集)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

(会議の運営)

第11条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員（会長を含む。）の出席過半数をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、実施を推進すること。
- (2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (3) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、速やかに各委員に報告しなければならない。

第4章 協議会の経費

(経 費)

第13条 協議会の事務に要する経費は、設置市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 各設置市町の負担金額並びに協議会の経費に係る出納事務の手続き及び方法は、別に協議し、会長が定める。

第5章 補 則

(事務局)

第14条 協議会の事務は、会長の属する市町において行う。

(雑 則)

第15条 この規約に定めのない事項で必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、昭和56年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月28日から施行する。

別表

有珠火山防災会議協議会委員

機 関 名	委 員	連 絡 担 当 者
後志森林管理署	署 長	総務課長
室蘭地方気象台	台 長	防災業務課長
室蘭海上保安部	部 長	警備救難課長
室蘭開発建設部	次 長	防災対策官
第71戦車連隊	連隊長	第2科長
胆振支庁	地域振興部長	地域政策課主幹
胆振支庁	産業振興部長	林務課長
胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所)	保健福祉部長	保健福祉企画課長
室蘭土木現業所	所 長	洞爺出張所長
伊達警察署	署 長	警備課長
西胆振消防組合消防本部	消防長	消防課長
伊 達 市	防災会議会長	総務課長
洞爺湖町	防災会議会長	企画防災課長
壮 瞥 町	防災会議会長	総務課長
豊 浦 町	防災会議会長	企画調整課長